

# 令和7年（2025年）度行政評価シート

令和7年6月17日

評価者	都市景観部長 古賀 久貴
-----	--------------

## ○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野	3-(2) 都市景観	施策の方針	3-(2)-②歴史的風土の保存
目標とするまちの姿	国指定史跡、歴史的風土保存区域内の枢要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」に基づき適正な保存・活用が行われています。			
主な取組	(1)歴史的風土の保存 国民の財産である歴史的風土を守るため、国が定める「歴史的風土保存計画」及び「鎌倉市風致保全方針」に則り、都市における良好な風致の維持及び歴史的風土の保存を図ります。また、歴史的風土保存区域内の枢要な地域の歴史的風土特別保存地区指定拡大に向け、指定権者である県と調整を進めます。さらに、歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、意識の醸成と向上に取り組みます。			

### 1. 前年度(評価対象年度)の当該施策の目標

<ul style="list-style-type: none"> <li>・古都保存法の普及啓発、風致地区制度の制限等について市民等への周知を行い、意識の醸成と向上を図る。</li> <li>・鎌倉市風致地区条例等に基づく許認可事務を着実に遂行する。</li> </ul>
--

### 2. 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	61	242	218	302	305	
人件費	31,600	31,648	31,684	31,824	33,100	
総事業費	31,661	31,890	31,902	32,126	33,405	0

### 3. 施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	都景-05	風致地区事務		305	33,100	33,405	現状維持	A	現状維持

### 4. 評価対象年度の実施内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区内行為許可事務、近郊緑地特別保全地区内行為許可事務及び特別緑地保全地区内行為許可事務を行った。</li> <li>・歴史的風土保存区域内行為届出受理事務及び近郊緑地保全区域内行為届出受理事務を行った。</li> <li>・歴史的風土特別保存地区内行為許可申請書の神奈川県への経由事務及び同許可に関する調整を行った。</li> <li>・風致地区制度に関する窓口配布用パンフレットの作成、市内各所に点在する風致標柱の修繕、地下道ギャラリーを利用した古都保存法に関する展示等を行った。</li> </ul> <p>※実施できなかった事業とその理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史的風土特別保存地区の拡大については、県との調整が進まなかった。</li> </ul>
--

## 5. 成果指標

<b>成果指標①</b>		豊かな歴史的遺産が大切に保存され、伝統的な文化が保存・継承されているまちだと感じている市民の割合(再掲) (鎌倉市SDGs未来都市計画 指標)					<b>出典</b>		市民アンケート調査	
<b>初期値</b>	令和2年1月	<b>年次</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	<b>単位</b>	<b>備考</b>
	83.2	<b>目標値</b>	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	%	
		<b>実績値</b>	未実施	85.6	87.4	89.0	89.0			
		<b>達成率</b>	—	100.7%	102.8%	104.7%	104.7%		%	
<b>成果指標②</b>		歴史的風土特別保存地区の指定面積					<b>出典</b>		鎌倉市のみどり	
<b>初期値</b>	平成15年9月26日	<b>年次</b>	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	<b>単位</b>	<b>備考</b>
	573.6	<b>目標値</b>	573.6	573.6	573.6	573.6	573.6	573.6	ha	
		<b>実績値</b>	573.6	573.6	573.6	573.6	573.6			
		<b>達成率</b>	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		%	

## 6. 「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

・古都の景観を後世に継承していくためには、市民等の理解と協力を得ることが必要である。風致地区事務においては、風致地区制度の制限等について様々な方法で市民等への周知を図るだけでなく、許認可事務においても事業者や市民に対し、良好な自然的景観の維持が図れる計画となるよう粘り強く指導を行っていることから、令和6年度の取組は適切と評価している。

## 7. 主な実施内容と施策の達成状況の分析を踏まえた評価

※主な実施内容と目標とするまちの姿の関係(達成状況とその理由)

「施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果」における貢献度の分析

・古都保存法及び風致地区に基づく指定区域等における行為の制限を行い、良好な自然的景観を維持することにより、歴史的風土の保存に貢献した。  
・古都保存法及び風致地区制度の趣旨等について市民等の意識の醸成と向上を図ることにより、古都の景観を後世に継承していくことに貢献した。

## 8. 今後の方向性

・古都の景観や良好な自然的景観の維持を図るため、古都保存法の普及啓発や風致地区制度の制限等について市民等への周知を行うとともに、鎌倉市風致地区条例等に基づく許認可事務を実施していく。

## 9. 今年度(評価年度)の目標

・古都保存法の普及啓発、風致地区制度の制限等について市民等への周知を行い、意識の醸成と向上を図る。  
・鎌倉市風致地区条例等に基づく許認可事務を着実に遂行する。